



図3.11-2 第2第一号イ（控壁による場合）の構造¹⁷⁾

するための構造方法を規定している。同号イでは控壁の構造が規定されたのに対し、ここでは架構を構成する柱及びはりに関する規定が設けられている。ここで規定されていない部分については、令第3章第6節を参照して設計する。この規定による構造を採用できるのは、各階の高さ(当該階の床版の上面から直上階の床版の上面までの高さ)が3m以下であるものに限られているため、これを超える規模の構造とする場合には、第二号に規定する構造計算によって安全性を確認する必要がある。

・外壁の構造方法

外壁に関しては、告示第2第一号イ(1)に規定する控壁による構造形式での外壁と同じものを設ける。

・柱の構造方法

柱に関しては、鉄筋コンクリート造とすることのほか、コンクリートの強度、土石等の移動又は堆積の量に応じた小径及び引張り鉄筋比、外壁と接着する部分の間隔に関する規定がそれぞれ設けられている。ここでいう引張り鉄筋は、柱の断面のうち、土石等による力が作用する場合に引張り側となる（通常は外壁側の）鉄筋を指す。

・はりの構造方法